

# 第8回

# 勢田川等水面利用対策協議会

平成27年2月26日



# 本協議会の協議事項

## ▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

## ▼協議会対象区域



宇治山田港、五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

# 前回までの協議事項 | 係留場所の確保



6

大湊川  
(宮川合流点側)



8

ゴーリキ  
マリンヴィレッジ



7

大湊川  
(五十鈴川合流点側)



9

マリーナ伊勢



1

(伊勢市占用)

今一色漁港区



5

伊勢市占用  
(一部) 海の駅

神社港



4

防潮水門下流左岸



10

秀英工業



2

一色町物揚場施設



3

一色町地先船溜まり

凡 例	
	活用を開始した箇所
	現状施設の活用を認める箇所
	民間事業者を活用する箇所

# 前回までの協議事項 | 係留場所の確保

## ▼今一色漁港区の活用開始（前回報告）

平成25年8月、伊勢湾漁協・船舶利用者で構成する管理運営協議会による運営開始



## 214隻の不法係留の解消



今一色漁港区

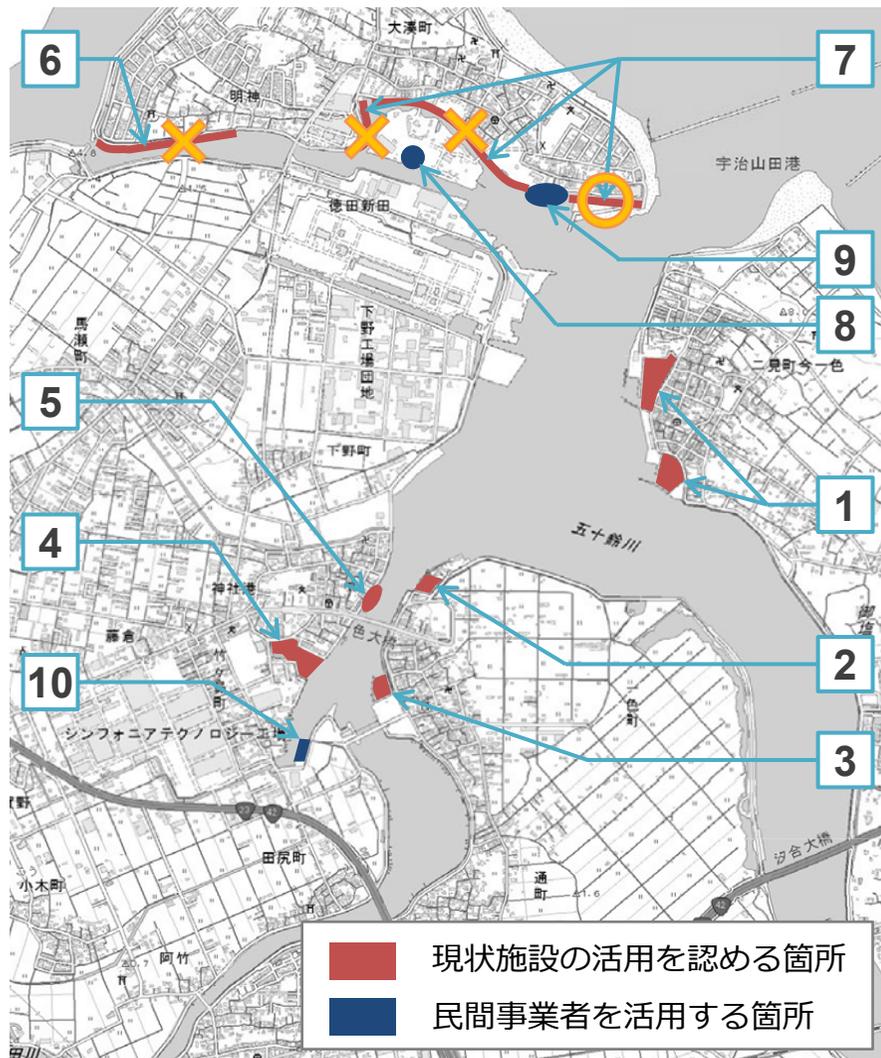


**現状施設を活用するための課題** 今一色漁港区に続く活用場所の確保に向けて

- ① 占用主体・管理主体の決定 → 管理能力・責任能力の有無
- ② 適正な工作物であること → 違法に設置した工作物は許可対象としない

# 報告事項 | 現状施設の活用に向けた調査・調整結果

## ▼現状施設の活用区域 (第4回協議会で承認)



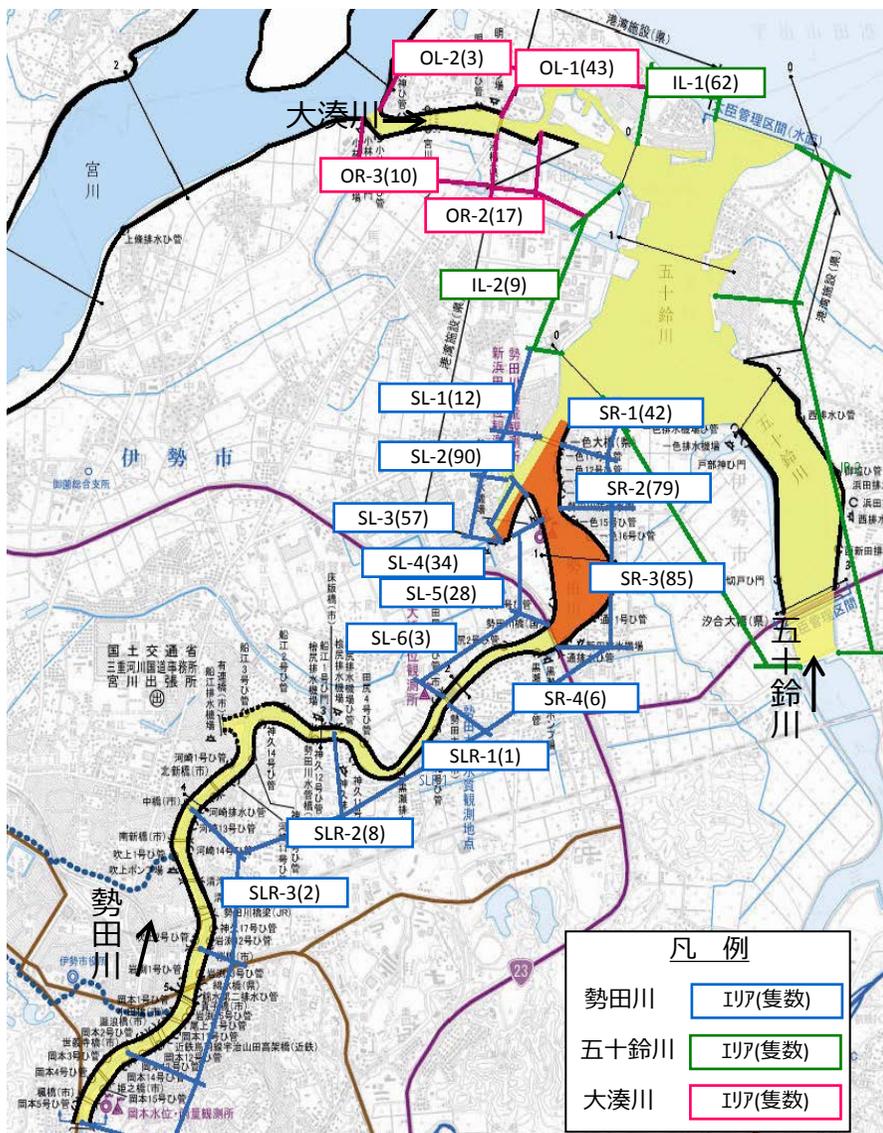
## ▼さらなる現状施設の活用に向けた調査結果

### 利用形態と係留可能隻数

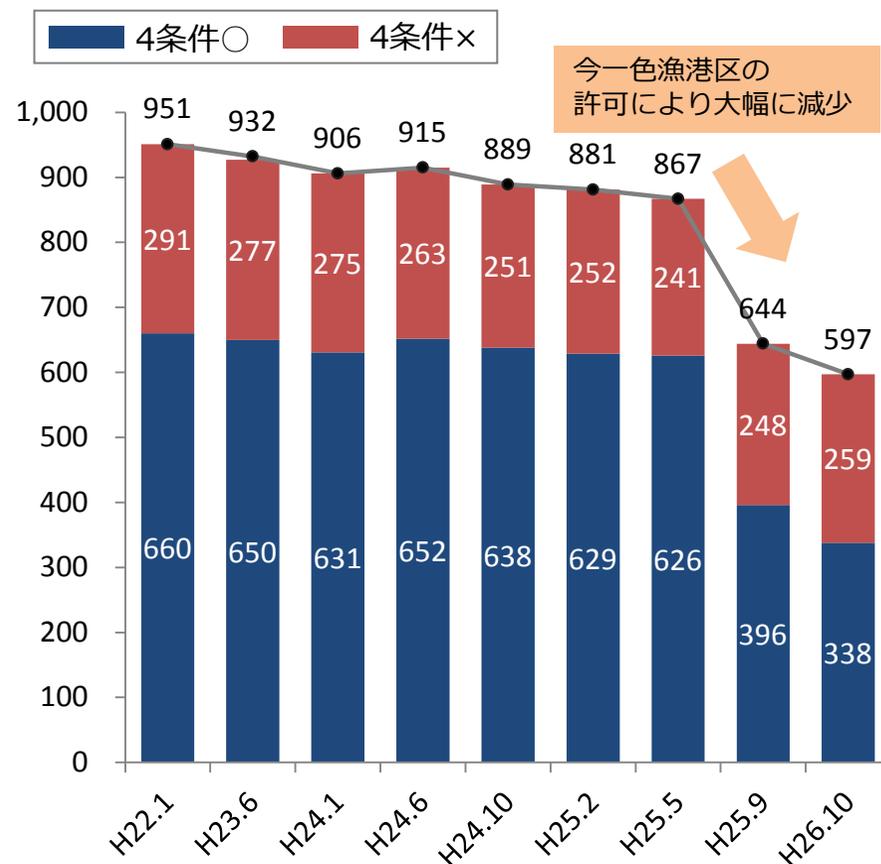
区域	利用形態	隻数
1 今一色漁港区	活用中 250隻	約210
2 一色町物揚場施設	個人による 利用	約30
3 一色町地先船溜まり	個人による 利用	約50
4 防潮水門下流 (左岸)	遊漁3団体が 利用	約100
5 神社「海の駅」	指定管理者 による管理	2
6 大湊川 (宮川合流点)	×	0
7 大湊川 (五十鈴川合流点)	個人による 利用	約80
<b>合計</b>		<b>約260</b>

# 報告事項 | 係留船舶実態調査

## ▼平成26年10月調査結果



## ▼船舶数の変動 (H22~H26)



4条件○	338隻
4条件×	259隻
<b>不法係留船 総船舶数</b>	<b>597隻</b>

# 報告事項 | 係留対象船舶数について

## ▼ 現在の状況（平成26年10月調査時点）

597隻 → 係留総船舶数

338隻 → 4条件 ○

現状施設	1.今一色漁港区	-
	2.一色町物揚場施設	30
	3.一色町地先船溜まり	50
	4.防潮水門下流（左岸）	100
	5.神社「海の駅」	2
	6.大湊川（宮川合流点）	0
	7.大湊川（五十鈴川合流点）	80
	計	262
民間マリーナ (空き)	8.ゴーリキ	5
	9.マリーナ伊勢	9
	10.秀英工業	28
	計	42
	合計	304

259隻 → 4条件

### 受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ①漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

338隻 - 304隻 = 34隻

34隻分 不足

▼三重河川国道事務所のホームページ <http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/index.html>

管理区間		延長(km)	備考
鈴鹿川水系	鈴鹿川		
	鈴鹿川派川(南川)	4.0	
	内部川	6.8	
	安楽川	1.9	
	雲出川	16.2	

トップ > 河川事業 > 勢田川等水面利用対策協議会

## 河川事業

### 勢田川等水面利用対策協議会(第7回)

- 開催日:平成25年10月17日(木)
- 議事 [協議会資料\(PDF\)](#)
  - 前回までの協議事項・報告事項
  - 調査事項
    - 係留船舶実態調査
    - 係留対象船舶数について
    - 係留対象船舶の減について
  - 報告事項
    - 係留場所の確保増について
    - 係留場所の確保
    - 広報関係
  - 協議・検討事項
    - 規約改正
    - 係留対象船舶の減
    - 係留場所の確保増
    - 今後の進め方について
  - その他
- 今回の協議会において確認及び決定した事項  
[実施報告書\(PDF\)](#)

事業紹介  
河川整備基本方針  
河川維持管理計画  
三重河川流域委員会  
総合流域防災協議会  
水質保全連絡協議会

雲出川水系  
雲出川流域治水対策検討会  
雲出川ふれあい懇談会  
波瀬川における  
遊憩のあり方検討会  
榊田川水系  
榊田川自然再生検討会  
宮川水系  
宮川床上浸水対策特別  
緊急事業  
宮川右岸堤防改修  
景観検討委員会  
宮川堤さくら通信  
勢田川等水面利用  
対策協議会  
勢田川の浄化を考える懇談会  
SKIP勢田川きれいに  
プロジェクト

伐採木・刈草・流木の有効活用  
環境・歴史・生物・学習  
水生生物による  
水質の簡易調査  
川にごみを捨てないで  
川と海のクリーン大作戦  
河川愛護モニター

## 管理主体の選定について

### ① 任意団体への許可

管理能力・責任能力の有無

#### ◆ 管理能力

水質事故等への速やかな対応

台風・増水時の対応

その他・・・

- 防潮ゲートの管理
- 地元への配慮、騒音等
- 台風時の船舶固定等



水質事故対応

#### ◆ 責任能力

法人であること

その他本協議会にて認定された者

### ② 公募による手法の検討

現状のままで管理を行う者を募集

→応募者がいない場合は、

事務局が介入する条件で募集

## 公募による活用までのスケジュール

H27	H28	H29
<b>公募方針決定</b> →協議会承認 →公募実施 <b>公募結果</b> →協議会承認 →応募者不在 →公募方針決定	<b>公募結果</b> →協議会承認 →応募者不在 →公募方針決定 →協議会承認 →公募実施	<b>活用開始</b>

## ▼海の駅の拡張イメージ（案）（宇治山田港湾整備促進協議会）

- 地域交流用スペース
- プレジャーボート対策用スペース
- みなとオアシスへの登録

「みなとオアシス」の概要 国土交通省

<b>登録要件</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域住民や観光客が交流できる空間を有していること</li><li>○地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること</li><li>○適切な管理運営が行われていること</li><li>○イベントの実施等みなとの賑わいを作り出す活動が地域住民参加の下で継続的に行われていること</li></ul>
<b>運営主体</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○港湾管理者</li><li>○市町村</li><li>○NPO団体 ほか</li></ul> <div style="text-align: center;"><p>シンボルマーク 道路標識設置の事例</p></div>
<b>支援内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○みなとオアシスのシンボルマークの使用</li><li>○国土交通省・地方整備局等のホームページ等による広報</li><li>○道路地図への掲載や道路標識の設置の支援</li><li>○その他みなとの振興に関する各種支援</li></ul>



- 「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、港湾管理者等からの申請に基づき、国土交通省地方整備局長等が認定・登録したものをいう。
- 今後、災害発生時における防災拠点や、外航クルーズ客に多様なサービスを提供する場としても、「みなとオアシス」の活用を図る。（海洋基本計画【平成25年4月26日閣議決定】、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014【平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定】）

# 協議・検討事項 | 規制の方針（港湾）

## ▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)  
**第三十七条の三** 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（略）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



# 協議・検討事項 | 規制の方針（河川）

## ▼ 放置等禁止区域の指定

河川法施行令改正による放置等禁止区域の指定（平成26年4月施行）

### 河川法施行令改正の内容

第16条	目的	対象物	場所	行為 (みだりに)	量 刑
2号	<ul style="list-style-type: none"><li>流下阻害の防止</li><li>河川の清潔に支障に対する規制</li></ul>	船舶その他の河川管理者が指定したもの	河川区域内の土地	放置する	懲役3月以下 罰金20万円以下



### ▼ 指定の方針

重点的撤去区域に重ねて指定



重点的撤去区域



放置等禁止区域



## ▼不法係留船の減少

### 「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

### 5年でゼロへのスケジュール

H27	H28	H29	H30	H31
現状施設の活用 (公募による)			全区域の 不法係留船排除	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間マリーナの拡張を期待</li> <li>・その他新規施設の設置</li> </ul>				

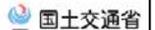
### <参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画 (H25.5月)

### <内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

#### プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画



##### □推進計画の概要

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

##### □推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組むやすい環境を整備。

##### □目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策**  
 係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進**  
 放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知**  
 放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

##### □ロードマップ

- ・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める



